

制定：2022年6月14日
管理責任者：事務局長

コンプライアンス規定

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人陽和(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条

本規程における職員とは、理事、役員、職員、フェロー、インターン等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

(基本方針)

第3条

当法人の職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス統括管理者)

第4条

この法人に、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス統括責任者をおく。

2 コンプライアンス統括管理者は事務局長とする。

3 コンプライアンス統括管理者は、この法人におけるコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

4 コンプライアンス統括管理者は、理事会に対しこの法人のコンプライアンスの状況について適宜報告する。

(理事会の責務)

第5条

理事会は、コンプライアンス統括管理者及び担当理事の報告をもとに、コンプライアンス施策の検討及び実施を行い、コンプライアンス違反事案に対する原因究明と対策及び再発防止策を策定する。

2 理事会はコンプライアンスに関し、必要な場合は、法律専門家等の第三者を招聘することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条

職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括管理者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括管理者は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて当該事象への対応を実施する。

(職員のコンプライアンス教育)

第7条

当法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第8条

職員が第6条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合 には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、理事会の決定を受けて理事長がこれを行う。職員については、理事会の決定を受けて事務局長がこれを行う。

(改変)

第9条

この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は、2022年6月14日から施行する。